

令和元年度 文教委員会資料③

【議案第92号】

川崎区における町の名称の変更について

資料 川崎区における町の名称の変更の概要について

参考資料 町名変更の手續に関する事務取扱いについて

市 民 文 化 局

(令和元年6月5日)

1 概要

川崎区境町町会長から、町名変更の手續に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)第3条に基づき、町名の読み方の変更について要望があったため、同要領第4条第1項に基づき、町名の読み方を変更するもの。

2 要望の趣旨等

(1) 対象地域

川崎区境町

(2) 趣旨

境町の告示上の読み方である「さかいまち」を「さかいちょう」に変更する。

(3) 理由

住民の多くが町名を「さかいちょう」と呼んでおり、告示の読み方である「さかいまち」と呼ぶ住民はいないことから、地域住民が古くから慣れ親しむ「さかいちょう」を正式な町名としたい。

(4) 経過

- 平成30年12月 4日 町名変更要望書を受理
- 平成31年 1月11日 境町町会役員への聞き取り調査(1回目)を実施
- 平成31年 1月15日 境町町会役員への聞き取り調査(2回目)を実施
- 平成31年 1月17日 現地調査を実施(周知の状況・住民等の意思確認)
- 平成31年 2月 7日 川崎市住居表示懇談会委員からの意見聴取
- 平成31年 3月12日 町名変更適否通知書により「適している」ことを通知

3 町名変更要件の確認等

要領第3条第1項第1号から第3号に掲げる次の要件を満たしていることを調査、確認した結果は、次のとおりであった。

変更要件	確認事項など
①町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度境町町会定時総会にて承認(平成30年4月)。 ・定時総会出席役員(理事、婦人部部長)への聞き取り調査を実施(平成31年1月)。
②地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会回覧誌及び掲示物による周知 ・町内会掲示板への掲示 ・有効署名数566人 <p style="text-align: center;"> <参考>署名数の目安:435人 境町住基人口1,739人(平成30年3月、15歳以上)の4分の1 </p>
③当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・町名変更反対の看板、のぼり旗等がないことを確認 ・事業者から反対する意思表示がないことを確認。(本市宛て町名変更反対の手紙、電話、メール等。)

4 住居表示懇談会委員の意見

要領第4条第1項に基づく川崎市住居表示懇談会における各委員からの意見聴取の結果は次のとおりであった。

所属・役職名	意見の概要
川崎港郵便局 総務部長	郵便番号のない郵送物で、宛先の町名がひらがなで記載されている場合には、機械による仕分け作業に影響があるかもしれないが、ゆうちょ銀行については特に問題はない。
横浜地方法務局 川崎支局 統括登記官	登記の記録上は読み仮名を付していないため、不動産所有者が行う手続は特にない。
神奈川県警察本部 川崎市警察部長	読み方の変更であれば特に支障はなく、現に告示上の読み方と異なる町名もあるが、柔軟に対応している。
日本地名研究所 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・「さかいまち」は公称であり、「さかいちょう」は愛称。地名は日常生活で使い、育っていくものである。 ・周辺の町名に「まち」よりも「ちょう」が多く使われていて、「まち」と呼ぶことに違和感があり、長年の積み重ねの中で「ちょう」と呼ぶようになったのであろう。
日本地名研究所 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・境町は古くは「東越(とうのこし)耕地」の字名が付いていたが、「東越(とうのこし)」は町の境を意味し、堀之内、大島、渡田の境にあったことから町名に「境」が付いた。 ・「まち」とするか「ちょう」とするかについては、当時の代表者が「まち」として届け出たのであろう。
東京外国語大学 国際社会学部 学部長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々が長く親しみ、育んできた地名を大切にしていけることが必要であり、基本的には地域の人々の意見を尊重すべきであろう。 ・歴史的な由来を踏まえて変更すること、新たに現代的な町名に変更したいということは異なる議論である。

5 町名変更の適否の通知

上記の3「町名変更要件の確認等」及び4「住居表示懇談会委員の意見」等を踏まえた結果、要望のあった川崎区境町の読み方を「さかいまち」から「さかいちょう」に変更することについては「適している」とし、要領第4条第2項に基づき、境町町会長に通知。

6 町名変更の実施日

市議会の議決の後、「町名変更の告示」を行った上で実施(令和元年8月1日実施予定)。

1 背景・目的

本市では、昭和39年から住居表示・土地区画整理による町名・町界の整理に伴い、地方自治法第260条の規定による町名の変更等を実施してきました。
 住居表示等による町名の変更等については、住居表示に関する法律等で一定の手續が明確化されています。
 一方で、告示上の読み方を変更するなど住居表示等によらない町名の変更等については、町内会からの相談や議会で取り上げられたことがありましたが、手續についての定めがなく、明確化されていませんでした。
 町名の変更は、地域住民全体に影響するものであり、住民要望の把握や地名に関する専門的な意見聴取を含めた厳正な手續が必要であるため、住居表示等によらない町名変更の手續に関して事務取扱いを定めるものです。

2 根拠法令等

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条
 ○市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。
- (2) 町名の読み方を変更する場合の国の見解
 ○現在の町名を定めたときは、ふりがなをつけて処分しており、その読み方は社会的にも普及しているものと考えられる。これを変更するのであるから町の名称の変更として取扱い、その処分にあたっては、ふりがなをつけて行うべきである。
 (したがって、町名の読み方を変更する場合には)自治法第260条の規定による手續が必要である。〈総務省行政局振興課/回答〉

3 町名変更の対象

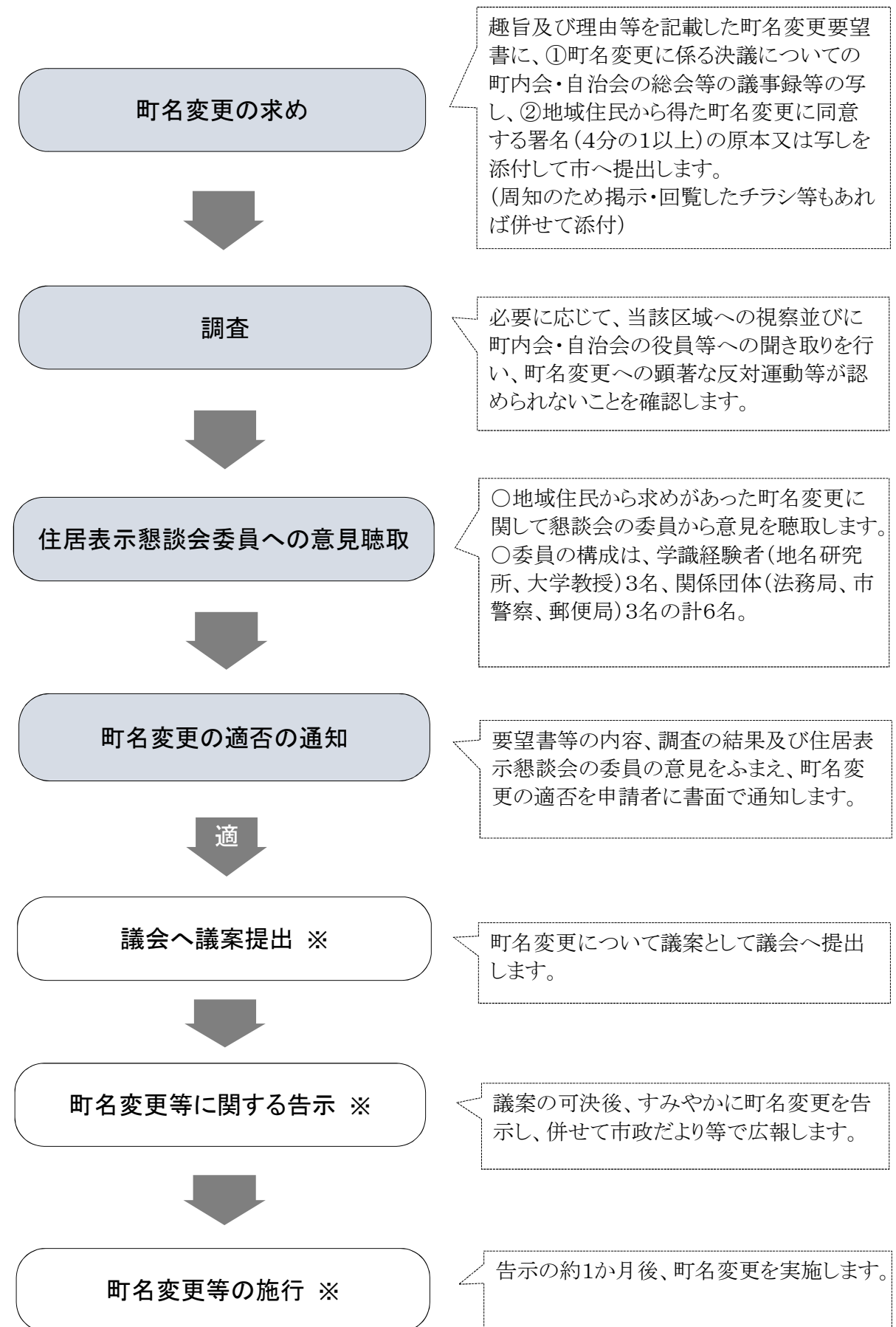
○地域住民から変更を求めることができる対象としては、町名変更(読み方の変更を含む。以下同じ。)とし、住居表示実施に伴う町名の変更は対象外とします。(住居表示実施に伴う町名変更については、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等の規定により実施するものであるため)

4 町名変更の求めの要件(町名変更の手續に関する事務取扱要領第3条)

町名変更を求めるときは、町名変更の趣旨及び理由等を明確にした上で、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ①町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること
 地域住民全体に影響を及ぼすものであることから、重要な決定事項として「町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得る」必要があります。
- ②当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること
 掲示・回覧等により当該地域住民及び事業者へ十分に周知され、かつ15歳以上の地域住民から町名変更に同意する署名を一定程度(4分の1以上)収集することが必要です。
- ③当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと
 「反対運動等」の例として、町名変更に反対する立て看板、のぼり旗、署名活動及び抗議電話等が考えられます。

5 町名変更の手續フロー



※は、これまでの住居表示に伴う手續と同様となります。